

平成十八年政令第百九十二号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令

内閣は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二十三条第二項（同条第七項（同法第四百三十三條において準用する場合を含む。）及び同法第四百三十三條において準用する場合を含む。）及び第三十二條第二項（同法第四百三十三條において準用する場合を含む。）の規定、第四百四十四條、第四百四十五條第二項及び第四百四十六條第二項（これらの規定を同法第四百三十三條において準用する場合を含む。）の規定並びに第四百三十八條第一項及び第三項、第四百三十九條第三項並びに第四百二十條第一項及び第三項（これらの規定を同法第四百三十三條において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（公告の方法）

第一条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）の規定による公告は、次の各号に掲げる区分に応じ、その公告すべき事項を当該各号に定める場所に十四日間掲示してするものとする。

- 一 法第四十六條第二項（同条第七項（法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）並びに法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）及び第五十五條第二項（法第三百三十二條第六項（法第三百三十六條（法第四百五十五條（法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第三百三十八條（法第二百八十八條及び第二百八十九條第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二百八十八條及び第二百八十九條第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告、刑事施設の公衆の見やすい場所
- 二 法第九十三條第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定並びに法第九十八條及び第二百二十六條第六項（法第二百八十九條第六項及び第七項において準用する場合を含む。）において準用する法第五十五條第一項の規定による公告、留置施設の置かれる警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部又は警察署の公衆の見やすい場所
- 三 法第二百四十八條第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定並びに法第二百五十三條及び第二百七十二條第六項において準用する法第五十五條第二項の規定による公告、海上保安留置施設の置かれる管区海上保安本部又は管区海上保安本部の事務所（海上保安留置施設が海上保安庁の船舶に置かれるものである場合には、当該船舶の所属する管区海上保安本部又は管区海上保安本部の事務所）の公衆の見やすい場所

（面会が制限される日）

第二条 法第九十八條第一項（法第九十九條（法第二百八十九條第四項（同条第五項において準用する場合を含む。））及び第二百二十三條において準用する場合を含む。）及び第二百三十三條において準用する場合並びに法第四百四十五條（法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定する政令で定める日及び法第二百六十八條において準用する法第二百二十條第一項に規定する政令で定める日は、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日とする。

2 法第二百二十條第一項（法第二百八十九條第六項及び第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める日は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた留置施設の属する都道府県の休日（日曜日を除く。）とする。

（矯正管区の長に対する審査の申請に関する読替え）

第三条 法第五十九條（法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定による行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項	相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者	相続人
第十五条第三項	相続人その他の者	相続人
第十五条第四項及び第五項	審査庁	審査庁（審査の申請がされた行政庁をいう。以下同じ。）
第十八条第三項	次に規定する審査請求書	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第五百五十七條第一項（同法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の書面
第十九条第二項第一号	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第五百五十八條第一項及び第二項（これらの規定を同法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）に規定する期間
第十九条第二項第二号	処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）	居所（刑事施設に収容され、又は刑事施設に附置された労働場若しくは監置場に留置されている者にあつては、当該刑事施設の名称）
第十九条第二項第五号	処分庁	処分庁（処分をした行政庁をいう。以下同じ。）
第十九条第四項	若しくは財団である場合、総代又は財団である場合を互選した場合又は代理人によつて審査請求をする場合	に掲げる
第二十二條第一項	又は前項各号に掲げる若しくは管理人、総代又は代理人	又は管理人
第二十二條第五項	処分庁又は審査庁	審査庁
第二十三條	調査の請求録取書が審査庁	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第五百五十九條（同法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する第一項
第二十五條第二項	又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書が審査庁	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第五百五十七條第一項又は同法第五百五十九條において準用する第十九條第二項若しくは第四項
第二十五條第六項	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	審査庁
第二十五條第六項から第四項までの場合	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	審査庁

第三十九条 審理員 審査庁

第四十条 (矯正管区の長に対する審査の申請の裁決に関する読替え)
法第六十一条第二項(法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政読み替えられる字句 不服審査法の規定	読み替える字句
第四十五条第審査庁	審査庁(審査の申請がされた行政庁をいう。以下同じ。)
第四十六条第一項 項本文	場合(前条第三項の規定の適用がある場合場合を除く。)
第四十六条第二項 項第一号	処分庁(処分をした行政庁をいう。以下同じ。)
第四十七条本文 項第一号	場合(第四十五条第三項の規定の適用がある場合場合を除く。)
第四十八条 前条	前条(ただし書及び第二号を除く。)
第五十条第一項 第四号	理由(第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなつた理由を含む。)
第五十条第三項 及及び再審査請求期間(第六十二条に規定する期間をいう。)	並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第六十二条第二項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)
第五十一条第一項 一項	並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第六十二条第二項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)
第五十一条第二項 一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方)に送達された	並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第六十二条第二項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)
第五十一条第三項 一項及び第四十七項の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方)に送達された	並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第六十二条第二項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)
第五十一条第四項 等に限る。)	並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第六十二条第二項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)
第五十二条 (法務大臣に対する再審査の申請に関する読替え) 第五十条 法第六十二条第三項(法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第六十二条第二項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)
読み替える法の規定	読み替えられる字句

第一百五十八条第二項 前項

第六十条及び第六十一条 矯正管区の長
同項
法務大臣
第六十二条第二項(第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)

第六十二条第二項(第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)

第六十二条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政読み替えられる字句
不服審査法の規定

第十五条第一項
第十五条第三項
第十五条第四項
第十五条第五項
第十八条第三項

相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者
相続人その他の者
相続人
相続人
相続人
相続人
相続人
相続人
相続人

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第六十二条第一項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第六十二条第三項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第六十二条第二項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第六十二条第二項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第六十二条第二項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第六十二条第二項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第六十二条第二項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第六十二条第二項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第六十二条第二項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第六十二条第二項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)

第二十三条	第十九条	又は前項各号に掲げる若しくは管理人、総代又は代理人	に掲げる	又は管理人
第二十五条第二項	処分行の上級行政庁又は処分行である審査庁	再審査庁	再審査庁	
第三十九条	審査員	再審査庁		
第四十六条第一項本文	場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）			
第四十七条本文	場合（第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。）			
第四十八条	前条	前条（ただし書及び第二号を除く。）		
第五十条第一項第四号	理由（第一号の主文が審査員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなつた理由を含む。）			
第五十一条第一項	（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された			
第五十一条第四項	参加人及び処分行等（審査庁以外の処分行等に限り。）			
第六条	（矯正管区の長に対する事実の申告の書面の記載事項） 法第六十三條第三項（法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 申告をする者の氏名及び年齢並びに刑事施設の名称 二 申告に係る事実 三 申告に係る事実があつた年月日 四 刑事施設の長の教示の有無及びその内容 五 申告の年月日 （矯正管区の長に対する事実の申告に関する読替え） 第七條 法第六十三條第三項（法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第五十八條第二項前項	字句			
第六十三條第二項（第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）				
第六十三條第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。				
第二十二條第一項	処分行又は審査庁	処分行又は審査庁	処分行又は審査庁	処分行又は審査庁
第二十二條第二項	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求書	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求書	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求書	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求書
第二十三條	第十九條	第十九條	第十九條	第十九條
第二十七條	審査員	審査員	審査員	審査員
第三十九條	審査員	審査員	審査員	審査員
第八條	（矯正管区の長による通知に関する読替え） 法第六十四條第三項（法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。 読み替える法の規定	（矯正管区の長による通知に関する読替え） 法第六十四條第三項（法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。次項において準用する場合を含む。）の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。 読み替える法の規定	（矯正管区の長による通知に関する読替え） 法第六十四條第三項（法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。次項において準用する場合を含む。）の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。 読み替える法の規定	（矯正管区の長による通知に関する読替え） 法第六十四條第三項（法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。次項において準用する場合を含む。）の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。 読み替える法の規定
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第六十一條第一項	審査の申請	審査の申請	審査の申請	審査の申請
第六十四條第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。				
第五十條第一項	審査庁	審査庁	審査庁	審査庁
裁決書				
通知書				

<p>第五十条第一項 第四号</p>	<p>理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む）</p>	<p>理由</p>
<p>第五十条第三項</p>	<p>審査庁は、再審査請求</p>	<p>申告先である行政庁は、刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第六十五条第一項（同法第二百八十八条及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告</p>
<p>再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）</p>	<p>再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）</p>	<p>通知書に当該申告</p>
<p>（法務大臣に対する事実の申告の書面の記載事項）</p>	<p>第九條 法第六十五條第一項（法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告の書面には、第六條第一号、第二号及び第五号に掲げる事項のほか、法第六十四條第一項又は第二項（これらの規定を法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた年月日を記載しなければならぬ。</p>	<p>同法第六十五條第二項に規定する期間</p>
<p>第十條 法第六十五條第三項（法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替えらるる字句</p>	<p>読み替えらるる字句</p>
<p>第五十八條第二項</p>	<p>前項</p>	<p>第六十五條第二項（第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第六十條、第六十一條第矯正管区の一、第二項及び第四項</p>	<p>長</p>	<p>法務大臣</p>
<p>第六十條第二項</p>	<p>刑事施設の長若しくは矯正管区の長</p>	<p>刑事施設の長若しくは矯正管区の長</p>
<p>第六十一條第一項</p>	<p>裁判</p>	<p>第六十五條第三項（第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）において準用する第六十四條第一項又は第二項の規定による通知</p>
<p>2 法第六十五條第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替えらるる字句</p>	<p>読み替えらるる字句</p>
<p>政不服審査法の規定</p>	<p>読み替えらるる字句</p>	<p>読み替えらるる字句</p>

<p>第十八條第三項</p>	<p>次條に規定する審査請求書</p>	<p>刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第六十五條第一項（同法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）の書面</p>
<p>第二十三條</p>	<p>第十九條</p>	<p>前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。） 第二項（同法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）及び同法第六十五條第三項（同法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第六十五條第二項に規定する期間</p>
<p>第二十七條第裁決</p>	<p>審査庁</p>	<p>刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律第六十五條第三項において準用する同法第六十四條第一項又は第二項の規定による通知</p>
<p>第三十九條</p>	<p>審理員</p>	<p>申告先である行政庁</p>
<p>第五十條第一項</p>	<p>裁決は</p>	<p>刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律第六十五條第三項において準用する同法第六十四條第一項又は第二項の規定による通知は</p>
<p>第五十條第一項第四号</p>	<p>審査庁 裁決書</p>	<p>申告先である行政庁 通知書</p>
<p>（警察本部長に対する審査の申請に関する読替え）</p>	<p>理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）</p>	<p>理由</p>
<p>第十一條 法第二百二十九條第三項の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替えらるる字句</p>	<p>読み替えらるる字句</p>
<p>第五十八條第二項</p>	<p>前項</p>	<p>第二百二十九條第二項</p>
<p>2 法第二百二十九條第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替えらるる字句</p>	<p>読み替えらるる字句</p>
<p>第十五條第一項</p>	<p>相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者</p>	<p>相続人</p>
<p>第十五條第三項</p>	<p>相続人その他の者</p>	<p>相続人 審査庁（審査の申請がされた行政庁をいう。以下同じ。）</p>

第十五条第四項及相續人その他の者 第十五項 第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	相續人 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号） 第二百二十九条第一項の書面
第十九条第二項第一号	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九条第二項及び同条第三項において準用する同法第五百十八条第二項に規定する期間 居所（留置施設に留置されている者にあつては、当該留置施設の置かれる警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部又は警察署の名称）
第十九条第二項第三号	当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）	処分 処分庁（処分をした行政庁をいう。以下同じ。） 又は財団である場合
第十九条第四項	若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合	又は財団である場合 又は管理員 又は管理員 又は管理員
第二十二條第一項	処分庁又は審査庁	審査庁 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九条第三項において準用する第一項
第二十二條第五項	前各項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九条第一項又は同条第三項において準用する第十九条第二項若しくは第四項
第二十三條	又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書が審査庁	が審査庁 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九条第一項又は同条第三項において準用する第十九条第二項若しくは第四項
第二十五條第二項	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	審査庁 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九条第一項又は同条第三項において準用する第十九条第二項若しくは第四項
第二十五條第六項	前各項から第四項までの場合	審査庁 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九条第一項又は同条第三項において準用する第十九条第二項若しくは第四項
第三十九條	審査員	審査員 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九条第一項又は同条第三項において準用する第十九条第二項若しくは第四項
第四十六條第一項	前各項の規定の適用がある場合（前各項を除外。）	審査員 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九条第一項又は同条第三項において準用する第十九条第二項若しくは第四項
第四十七條本文	場合（第四十五條第三項の規定の適用がある場合（第四十五條第三項を除外。））	審査員 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九条第一項又は同条第三項において準用する第十九条第二項若しくは第四項
第四十八條	前各項	審査員 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九条第一項又は同条第三項において準用する第十九条第二項若しくは第四項
第五十條第一項	理由（第一号の本文が審査員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなつた理由を含む。）	理由 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九条第一項又は同条第三項において準用する第十九条第二項若しくは第四項

第五十條第三項
及び再審査請求期間（第六十二條に規定する期間をいう。）
並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十條第二項並びに同条第三項において準用する同法第五百十八條第二項及びこの法律第六十二條第二項に規定する期間

第五十一條第一項
（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六條第一項及び第四十七條の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方に送達された
第五十一條第四項
参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分処分庁等に限り。）

（公安委員会に対する再審査の申請に関する読替え）
第十二條
法第二百三十條第三項の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。
読み替える法の規定
読み替えられる字句

読み替える法の規定
読み替えられる字句
読み替えられる字句

読み替える行政不服審査法の規定
読み替えられる字句
読み替えられる字句

第十五條第三項
相續人その他の者
相續人
再審査庁（再審査の申請がされた行政庁をいう。以下同じ。）

第十五條第四項及相續人その他の者
相續人
再審査庁（再審査の申請がされた行政庁をいう。以下同じ。）

第十八條第三項
次条に規定する審査請求書
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）
第二百三十條第一項の書面

第十九條第二項第一号
居所
居所（留置施設に留置されている者にあつては、当該留置施設の置かれる警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部又は警察署の名称）

第十九條第二項第三号
審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）
原裁決（審査の申請についての裁決をいう。以下同じ。）

第十九條第二項第四号
処分庁（処分をした行政庁をいう。以下同じ。）

第十九條第二項第五号
処分庁（処分をした行政庁をいう。以下同じ。）

<p>第十九条第四項 若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合又は前項各号に掲げる若しくは若しくは管理人、総代又は代理人第十九条</p>	<p>又は財団である場合 第二百三十一条第三項において準用する第六十四条第一項又は第二百三十一条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
<p>第二十三条 若しくは管理人、総代又は代理人第十九条</p>	<p>又は管理人 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十一条第一項又は同条第三項において準用する第十九条第二項若しくは第四項</p>
<p>第二十五条第二項 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁</p>	<p>再審査庁 再審査庁</p>
<p>第二十五条第六項から第四項までの場合 第三十九条 第四十六条第一項場合（前条第三項の規定の適用がある場合場合場合を除く。） 第四十七条本文 第四十八條 第四十九條</p>	<p>再審査庁 再審査庁 再審査庁 再審査庁 再審査庁 再審査庁 再審査庁 再審査庁 再審査庁</p>
<p>第五十条第一項第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書となつた理由を含む。）</p>	<p>理由 理由 理由 理由 理由 理由 理由 理由 理由</p>
<p>第五十一条第一項 当該審査請求が処分相手方以外の者のしに送達された たものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁判にあつては、審査請求人及び処分相手方に送達された</p>	<p>送達された 送達された 送達された 送達された 送達された 送達された 送達された 送達された 送達された</p>
<p>第五十一条第四項参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁処分庁等に限る。）</p>	<p>処分庁 処分庁 処分庁 処分庁 処分庁 処分庁 処分庁 処分庁 処分庁</p>
<p>（警察本部長に対する事実の申告の書面の記載事項） 第十三条 法第二百三十一条第一項の規定による申告の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 申告をする者の氏名及び年齢並びに留置施設の置かれる警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部又は警察署の名称 二 申告に係る事実 三 申告に係る事実があつた年月日 四 留置業務管理者の教示の有無及びその内容 五 申告の年月日 （警察本部長に対する事実の申告に関する読替え） 第十四条 法第二百三十一条第三項の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>（警察本部長に対する事実の申告の書面の記載事項） 第十三条 法第二百三十一条第一項の規定による申告の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 申告をする者の氏名及び年齢並びに留置施設の置かれる警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部又は警察署の名称 二 申告に係る事実 三 申告に係る事実があつた年月日 四 留置業務管理者の教示の有無及びその内容 五 申告の年月日 （警察本部長に対する事実の申告に関する読替え） 第十四条 法第二百三十一条第三項の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
<p>第五十八條第二項前項 第二百三十一條第二項</p>	<p>読み替える法の規定読み替えられる読み替える字句 読み替える法の規定読み替えられる読み替える字句</p>

再審査請求をすべき行政当該申告をすべき行政庁並びに同法第二百三十二条第二
 庁及び再審査請求期間項及び同条第三項において準用する同法第五百五十八条第
 (第六十二条に規定する期二項に規定する期間
 間をいう。)

(公安委員会に対する事実の申告の書面の記載事項)
第十五条 法第二百三十二条第一項の規定による申告の書面には、第十三条第一号、第二号及び第
 五号に掲げる事項のほか、法第二百三十一条第三項において準用する法第六十四条第一項又は
 第二項の規定による通知を受けた年月日を記載しなければならぬ。
 (公安委員会に対する事実の申告に関する読替え)
第十六条 法第二百三十二条第三項の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の
 表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第百五十八条第二項前項	字句	第二百三十二条第二項
第百六十一条第一項	判決	第二百三十二条第三項において準用する第百六十四条第一項又は 第二百三十二条第三項の規定による通知

2 法第二百三十二条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替え
 は、次の表のとおりとする。

読み替える行政不服審査法の規 定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第十八条第三項	次条に規定する審査請求 書	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 十七年法律第五十号)第二百三十二条第一項の書面

前二項に規定する期間
 (以下「審査請求期間」と
 いう。)

第二十三条	第十九条	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二 百五十八条第二項に規定する期間
第二十七条第二 項	審査庁 判決	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二 百五十八条第二項に規定する期間

第三十九条	審理員	申告先である行政庁
第五十条第一項	判決は	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二 百三十二条第三項において準用する同法第六十四条第一 項又は第二項の規定による通知

第五十条第一項	審査庁	申告先である行政庁
第四号	判決書	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二 百三十二条第三項において準用する同法第六十四条第一 項又は第二項の規定による通知は

理由(第一号の主文が審理
 員意見書又は行政不服
 審査会等若しくは審議会
 等の答申書と異なる内容
 である場合には、異なる
 こととなった理由を含む
)

(管区海上保安本部長に対する審査の申請に関する読替え)
第十七条 法第二百七十五条第三項の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の
 表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第百五十八条第二項	前項	第二百七十五条第二項
2 法第二百七十五条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替え は、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替えられる字句
読み替える行政不 服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第十五条第一項	相続人その他法合により審査請求の目的 である処分に係る権利を承継した者	相続人
第十五条第三項	相続人その他の者	相続人
第十五条第四項及 び第五項	相続人その他の者	相続人
第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関 する法律(平成十七年法律第五十号)第 二百七十五条第一項の書面

前二項に規定する期間(以下「審査請求
 期間」という。)

第十九条第二項第 一居所	処分(当該処分について再調査の請求に ついての決定を経たときは、当該決定)	居所(海上保安留置施設に留置されてい る者にあつては、当該海上保安留置施設 の置かれる管区海上保安本部、管区海上 保安本部の事務所又は海上保安庁の船舶 の名称)
第十九条第二項第 五号	処分(当該処分について再調査の請求に ついての決定を経たときは、当該決定)	処分(処分をした行政庁をいう。以下 同じ。)

若しくは財団である場合、総代を互選し
 た場合又は代理人によつて審査請求をす
 る場合

第十九条第四項	若しくは財団である場合、総代を互選し た場合又は代理人によつて審査請求をす る場合	又は財団である場合
第十九条第五項	若しくは前項各号に掲げる 又は前項各号に掲げる	又は管理員

第二十一条第一項	処分庁又は審査庁	審査庁
第二十一条第五項	処分庁又は審査庁	審査庁

又は再調査の請求書若しくは再調査の請
 求録取書が審査庁

第十九条	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関 する法律第二百七十五条第三項において 準用する第一項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関 する法律第二百七十五条第三項において 準用する第一項
------	---	---

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関
 する法律第二百七十五条第一項又は同条

第二十五条第二項処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	第三項において準用する第十九条第二項若しくは第四項
第二十五条第六項から第四項までの場合	の場合
第三十九条 審理員	審査庁
第四十六条第一項場合（前条第三項の規定の適用がある場合合を除く。）	の場合
第四十七条本文	場合（第四十五条第三項の規定の適用が場合ある場合を除く。）
第四十八条 前条	前条（ただし書及び第二号を除く。）
第五十条第一項理由（第一号の主文が審理員意見書又は理由行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなつた理由を含む。）	並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十六条第二項並びに同条第三項において準用する同法第五百八条第二項及びこの法律第六十二条第二項に規定する期間
第五十条第三項 及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）	並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十六条第二項並びに同条第三項において準用する同法第五百八条第二項及びこの法律第六十二条第二項に規定する期間
第五十一条第一項（当該審査請求が処分相手方以外の者のものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁判にあつては、審査請求人及び処分相手方に送達された方）に送達された方）	に送達された
第五十一条第四項参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	に送達された
（海上保安庁長官に対する再審査の申請に関する読替え）	
第十八条 法第二百七十六条第三項の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
読み替える法の規定	読み替えられる字句
第五十八条第二項	前項 読み替えられる字句 第二百七十六条第二項
2 法第二百七十六条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句
第十五条第一項	相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者
第十五条第三項	相続人
第十五条第四項及び相続人その他の者	再審査庁（再審査の申請がされた行政庁をいう。以下同じ。）
第十五条第四項及び相続人その他の者	相続人

第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百七十六条第一項の書面
第十九条第二項第一号	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十六条第二項並びに同条第三項において準用する同法第五百八条第二項及びこの法律第六十二条第二項に規定する期間
第十九条第二項第三号	審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）	居所（海上保安留置施設に留置されている者にあつては、当該海上保安留置施設の置かれる管区海上保安本部、管区海上保安本部の事務所又は海上保安庁の船舶の名称）
第十九条第四項	処分庁	処分庁（処分をした行政庁をいう。以下同じ。）
第十九条第五号	若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査請求をする場合	又は財団である場合
第二十三条	若しくは前項各号に掲げる若しくは管理員、総代又は代理人	に掲げる又は管理員
第二十五条第二項	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十六条第一項又は同条第三項において準用する第十九条第二項若しくは第四項
第二十五条第六項	から第四項までの場合	の場合
第三十九条	審理員	再審査庁
第四十六条第一項	場合（前条第三項の規定の適用がある場合合を除く。）	場合
第四十七条本文	場合（第四十五条第三項の規定の適用がある場合合を除く。）	場合
第四十八条	前条	前条（ただし書及び第二号を除く。）
第五十条第一項	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなつた理由を含む。）	理由
第五十一条第一項	（当該審査請求が処分相手方以外の者のもの）に送達された	に送達された

<p>第五十一条第四項参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁処分等に限り）</p>	<p>第十九条 法第二百七十七条第一項の規定による申告の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>一 申告をする者の氏名及び年齢並びに海上保安留置施設の置かれる管区海上保安本部、管区海上保安本部の事務所又は海上保安庁の船舶の名称</p> <p>二 申告に係る事実</p> <p>三 申告に係る事実があった年月日</p> <p>四 海上保安留置業務管理者の教示の有無及びその内容</p> <p>五 申告の年月日</p> <p>（管区海上保安本部長に対する事実の申告に関する読替え）</p> <p>第二十條 法第二百七十七条第三項の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える法の規定読み替えられる読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p>	<p>2 法第二百七十七条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>読み替える行政読み替えられる字句</p> <p>読み替える字句</p>	<p>第十八条第三項 次条に規定する審査請求書</p> <p>前二項に規定する期間</p> <p>（以下「審査請求期間」という。）</p> <p>処分につき、処分庁</p> <p>処分庁又は審査庁</p>	<p>第二十二條第一項</p> <p>刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百七十七条第一項の書面</p> <p>行爲につき、海上保安留置業務管理者</p>	<p>第二十三條</p> <p>第十九條</p> <p>審査庁</p> <p>刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律第二十七條第一項</p>	<p>第二十七條第一項</p> <p>審査庁</p> <p>裁判</p> <p>審査員</p>
<p>第五十条第一項 判決は</p> <p>審査庁</p> <p>判決書</p>	<p>第五十条第一項理由（第一号の正文が審理理由第四号）</p> <p>理由意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含むこと）</p> <p>審査庁は、再審査請求</p> <p>判決を</p> <p>再審査請求に再審査請求</p> <p>再審査請求をすべき行政当該申告をすべき行政庁並びに同法第二百七十八条第二項及び再審査請求期間並びに同法第二百七十八条第三項に規定する期間（第六十二条に規定する期間をいう。）</p> <p>（海上保安庁長官に対する事実の申告の書面の記載事項）</p> <p>第二十一条 法第二百七十八条第一項の規定による申告の書面には、第十九条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項のほか、法第二百七十七条第三項において準用する法第六十四条第一項又は第二項の規定による通知を受けた年月日を記載しなければならない。</p> <p>（海上保安庁長官に対する事実の申告に関する読替え）</p> <p>第二十二条 法第二百七十八条第三項の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>読み替える法の規定読み替えられる読み替える字句</p>	<p>読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p>	<p>第二十一條</p> <p>第二十二條</p> <p>第二十三條</p> <p>第二十四條</p> <p>第二十五條</p> <p>第二十六條</p> <p>第二十七條</p> <p>第二十八條</p> <p>第二十九條</p> <p>第三十條</p> <p>第三十一條</p> <p>第三十二條</p> <p>第三十三條</p> <p>第三十四條</p> <p>第三十五條</p> <p>第三十六條</p> <p>第三十七條</p> <p>第三十八條</p> <p>第三十九條</p> <p>第四十條</p> <p>第四十一條</p> <p>第四十二條</p> <p>第四十三條</p> <p>第四十四條</p> <p>第四十五條</p> <p>第四十六條</p> <p>第四十七條</p> <p>第四十八條</p> <p>第四十九條</p> <p>第五十條</p> <p>第五十一條</p> <p>第五十二條</p> <p>第五十三條</p> <p>第五十四條</p> <p>第五十五條</p> <p>第五十六條</p> <p>第五十七條</p> <p>第五十八條</p> <p>第五十九條</p> <p>第六十條</p> <p>第六十一條</p> <p>第六十二條</p> <p>第六十三條</p> <p>第六十四條</p> <p>第六十五條</p> <p>第六十六條</p> <p>第六十七條</p> <p>第六十八條</p> <p>第六十九條</p> <p>第七十條</p> <p>第七十一條</p> <p>第七十二條</p> <p>第七十三條</p> <p>第七十四條</p> <p>第七十五條</p> <p>第七十六條</p> <p>第七十七條</p> <p>第七十八條</p> <p>第七十九條</p> <p>第八十條</p> <p>第八十一條</p> <p>第八十二條</p> <p>第八十三條</p> <p>第八十四條</p> <p>第八十五條</p> <p>第八十六條</p> <p>第八十七條</p> <p>第八十八條</p> <p>第八十九條</p> <p>第九十條</p> <p>第九十一條</p> <p>第九十二條</p> <p>第九十三條</p> <p>第九十四條</p> <p>第九十五條</p> <p>第九十六條</p> <p>第九十七條</p> <p>第九十八條</p> <p>第九十九條</p> <p>第一百條</p> <p>第一百零一條</p> <p>第一百零二條</p> <p>第一百零三條</p> <p>第一百零四條</p> <p>第一百零五條</p> <p>第一百零六條</p> <p>第一百零七條</p> <p>第一百零八條</p> <p>第一百零九條</p> <p>第一百一十條</p> <p>第一百一十一條</p> <p>第一百一十二條</p> <p>第一百一十三條</p> <p>第一百一十四條</p> <p>第一百一十五條</p> <p>第一百一十六條</p> <p>第一百一十七條</p> <p>第一百一十八條</p> <p>第一百一十九條</p> <p>第一百二十條</p> <p>第一百二十一條</p> <p>第一百二十二條</p> <p>第一百二十三條</p> <p>第一百二十四條</p> <p>第一百二十五條</p> <p>第一百二十六條</p> <p>第一百二十七條</p> <p>第一百二十八條</p> <p>第一百二十九條</p> <p>第一百三十條</p> <p>第三十一條</p> <p>第三十二條</p> <p>第三十三條</p> <p>第三十四條</p> <p>第三十五條</p> <p>第三十六條</p> <p>第三十七條</p> <p>第三十八條</p> <p>第三十九條</p> <p>第四十條</p> <p>第四十一條</p> <p>第四十二條</p> <p>第四十三條</p> <p>第四十四條</p> <p>第四十五條</p> <p>第四十六條</p> <p>第四十七條</p> <p>第四十八條</p> <p>第四十九條</p> <p>第五十條</p> <p>第五十一條</p> <p>第五十二條</p> <p>第五十三條</p> <p>第五十四條</p> <p>第五十五條</p> <p>第五十六條</p> <p>第五十七條</p> <p>第五十八條</p> <p>第五十九條</p> <p>第六十條</p> <p>第六十一條</p> <p>第六十二條</p> <p>第六十三條</p> <p>第六十四條</p> <p>第六十五條</p> <p>第六十六條</p> <p>第六十七條</p> <p>第六十八條</p> <p>第六十九條</p> <p>第七十條</p> <p>第七十一條</p> <p>第七十二條</p> <p>第七十三條</p> <p>第七十四條</p> <p>第七十五條</p> <p>第七十六條</p> <p>第七十七條</p> <p>第七十八條</p> <p>第七十九條</p> <p>第八十條</p> <p>第八十一條</p> <p>第八十二條</p> <p>第八十三條</p> <p>第八十四條</p> <p>第八十五條</p> <p>第八十六條</p> <p>第八十七條</p> <p>第八十八條</p> <p>第八十九條</p> <p>第九十條</p> <p>第九十一條</p> <p>第九十二條</p> <p>第九十三條</p> <p>第九十四條</p> <p>第九十五條</p> <p>第九十六條</p> <p>第九十七條</p> <p>第九十八條</p> <p>第九十九條</p> <p>第一百條</p> <p>第一百零一條</p> <p>第一百零二條</p> <p>第一百零三條</p> <p>第一百零四條</p> <p>第一百零五條</p> <p>第一百零六條</p> <p>第一百零七條</p> <p>第一百零八條</p> <p>第一百零九條</p> <p>第一百一十條</p> <p>第一百一十一條</p> <p>第一百一十二條</p> <p>第一百一十三條</p> <p>第一百一十四條</p> <p>第一百一十五條</p> <p>第一百一十六條</p> <p>第一百一十七條</p> <p>第一百一十八條</p> <p>第一百一十九條</p> <p>第一百二十條</p> <p>第二十一條</p> <p>第二十二條</p> <p>第二十三條</p> <p>第二十四條</p> <p>第二十五條</p> <p>第二十六條</p> <p>第二十七條</p> <p>第二十八條</p> <p>第二十九條</p> <p>第三十條</p> <p>第三十一條</p> <p>第三十二條</p> <p>第三十三條</p> <p>第三十四條</p> <p>第三十五條</p> <p>第三十六條</p> <p>第三十七條</p> <p>第三十八條</p> <p>第三十九條</p> <p>第四十條</p> <p>第四十一條</p> <p>第四十二條</p> <p>第四十三條</p> <p>第四十四條</p> <p>第四十五條</p> <p>第四十六條</p> <p>第四十七條</p> <p>第四十八條</p> <p>第四十九條</p> <p>第五十條</p> <p>第五十一條</p> <p>第五十二條</p> <p>第五十三條</p> <p>第五十四條</p> <p>第五十五條</p> <p>第五十六條</p> <p>第五十七條</p> <p>第五十八條</p> <p>第五十九條</p> <p>第六十條</p> <p>第六十一條</p> <p>第六十二條</p> <p>第六十三條</p> <p>第六十四條</p> <p>第六十五條</p> <p>第六十六條</p> <p>第六十七條</p> <p>第六十八條</p> <p>第六十九條</p> <p>第七十條</p> <p>第七十一條</p> <p>第七十二條</p> <p>第七十三條</p> <p>第七十四條</p> <p>第七十五條</p> <p>第七十六條</p> <p>第七十七條</p> <p>第七十八條</p> <p>第七十九條</p> <p>第八十條</p> <p>第八十一條</p> <p>第八十二條</p> <p>第八十三條</p> <p>第八十四條</p> <p>第八十五條</p> <p>第八十六條</p> <p>第八十七條</p> <p>第八十八條</p> <p>第八十九條</p> <p>第九十條</p> <p>第九十一條</p> <p>第九十二條</p> <p>第九十三條</p> <p>第九十四條</p> <p>第九十五條</p> <p>第九十六條</p> <p>第九十七條</p> <p>第九十八條</p> <p>第九十九條</p> <p>第一百條</p> <p>第一百零一條</p> <p>第一百零二條</p> <p>第一百零三條</p> <p>第一百零四條</p> <p>第一百零五條</p> <p>第一百零六條</p> <p>第一百零七條</p> <p>第一百零八條</p> <p>第一百零九條</p> <p>第一百一十條</p> <p>第一百一十一條</p> <p>第一百一十二條</p> <p>第一百一十三條</p> <p>第一百一十四條</p> <p>第一百一十五條</p> <p>第一百一十六條</p> <p>第一百一十七條</p> <p>第一百一十八條</p> <p>第一百一十九條</p> <p>第一百二十條</p>	<p>第五十八條第二項</p> <p>第五十九條第一項</p> <p>第六十條</p> <p>第六十一條</p> <p>第六十二條</p> <p>第六十三條</p> <p>第六十四條</p> <p>第六十五條</p> <p>第六十六條</p> <p>第六十七條</p> <p>第六十八條</p> <p>第六十九條</p> <p>第七十條</p> <p>第七十一條</p> <p>第七十二條</p> <p>第七十三條</p> <p>第七十四條</p> <p>第七十五條</p> <p>第七十六條</p> <p>第七十七條</p> <p>第七十八條</p> <p>第七十九條</p> <p>第八十條</p> <p>第八十一條</p> <p>第八十二條</p> <p>第八十三條</p> <p>第八十四條</p> <p>第八十五條</p> <p>第八十六條</p> <p>第八十七條</p> <p>第八十八條</p> <p>第八十九條</p> <p>第九十條</p> <p>第九十一條</p> <p>第九十二條</p> <p>第九十三條</p> <p>第九十四條</p> <p>第九十五條</p> <p>第九十六條</p> <p>第九十七條</p> <p>第九十八條</p> <p>第九十九條</p> <p>第一百條</p> <p>第一百零一條</p> <p>第一百零二條</p> <p>第一百零三條</p> <p>第一百零四條</p> <p>第一百零五條</p> <p>第一百零六條</p> <p>第一百零七條</p> <p>第一百零八條</p> <p>第一百零九條</p> <p>第一百一十條</p> <p>第一百一十一條</p> <p>第一百一十二條</p> <p>第一百一十三條</p> <p>第一百一十四條</p> <p>第一百一十五條</p> <p>第一百一十六條</p> <p>第一百一十七條</p> <p>第一百一十八條</p> <p>第一百一十九條</p> <p>第一百二十條</p> <p>第二十一條</p> <p>第二十二條</p> <p>第二十三條</p> <p>第二十四條</p> <p>第二十五條</p> <p>第二十六條</p> <p>第二十七條</p> <p>第二十八條</p> <p>第二十九條</p> <p>第三十條</p> <p>第三十一條</p> <p>第三十二條</p> <p>第三十三條</p> <p>第三十四條</p> <p>第三十五條</p> <p>第三十六條</p> <p>第三十七條</p> <p>第三十八條</p> <p>第三十九條</p> <p>第四十條</p> <p>第四十一條</p> <p>第四十二條</p> <p>第四十三條</p> <p>第四十四條</p> <p>第四十五條</p> <p>第四十六條</p> <p>第四十七條</p> <p>第四十八條</p> <p>第四十九條</p> <p>第五十條</p> <p>第五十一條</p> <p>第五十二條</p> <p>第五十三條</p> <p>第五十四條</p> <p>第五十五條</p> <p>第五十六條</p> <p>第五十七條</p> <p>第五十八條</p> <p>第五十九條</p> <p>第六十條</p> <p>第六十一條</p> <p>第六十二條</p> <p>第六十三條</p> <p>第六十四條</p> <p>第六十五條</p> <p>第六十六條</p> <p>第六十七條</p> <p>第六十八條</p> <p>第六十九條</p> <p>第七十條</p> <p>第七十一條</p> <p>第七十二條</p> <p>第七十三條</p> <p>第七十四條</p> <p>第七十五條</p> <p>第七十六條</p> <p>第七十七條</p> <p>第七十八條</p> <p>第七十九條</p> <p>第八十條</p> <p>第八十一條</p> <p>第八十二條</p> <p>第八十三條</p> <p>第八十四條</p> <p>第八十五條</p> <p>第八十六條</p> <p>第八十七條</p> <p>第八十八條</p> <p>第八十九條</p> <p>第九十條</p> <p>第九十一條</p> <p>第九十二條</p> <p>第九十三條</p> <p>第九十四條</p> <p>第九十五條</p> <p>第九十六條</p> <p>第九十七條</p> <p>第九十八條</p> <p>第九十九條</p> <p>第一百條</p> <p>第一百零一條</p> <p>第一百零二條</p> <p>第一百零三條</p> <p>第一百零四條</p> <p>第一百零五條</p> <p>第一百零六條</p> <p>第一百零七條</p> <p>第一百零八條</p> <p>第一百零九條</p> <p>第一百一十條</p> <p>第一百一十一條</p> <p>第一百一十二條</p> <p>第一百一十三條</p> <p>第一百一十四條</p> <p>第一百一十五條</p> <p>第一百一十六條</p> <p>第一百一十七條</p> <p>第一百一十八條</p> <p>第一百一十九條</p> <p>第一百二十條</p>	<p>第五十八條第三項</p> <p>第五十九條第一項</p> <p>第六十條</p> <p>第六十一條</p> <p>第六十二條</p> <p>第六十三條</p> <p>第六十四條</p> <p>第六十五條</p> <p>第六十六條</p> <p>第六十七條</p> <p>第六十八條</p> <p>第六十九條</p> <p>第七十條</p> <p>第七十一條</p> <p>第七十二條</p> <p>第七十三條</p> <p>第七十四條</p> <p>第七十五條</p> <p>第七十六條</p> <p>第七十七條</p> <p>第七十八條</p> <p>第七十九條</p> <p>第八十條</p> <p>第八十一條</p> <p>第八十二條</p> <p>第八十三條</p> <p>第八十四條</p> <p>第八十五條</p> <p>第八十六條</p> <p>第八十七條</p> <p>第八十八條</p> <p>第八十九條</p> <p>第九十條</p> <p>第九十一條</p> <p>第九十二條</p> <p>第九十三條</p> <p>第九十四條</p> <p>第九十五條</p> <p>第九十六條</p> <p>第九十七條</p> <p>第九十八條</p> <p>第九十九條</p> <p>第一百條</p> <p>第一百零一條</p> <p>第一百零二條</p> <p>第一百零三條</p> <p>第一百零四條</p> <p>第一百零五條</p> <p>第一百零六條</p> <p>第一百零七條</p> <p>第一百零八條</p> <p>第一百零九條</p> <p>第一百一十條</p> <p>第一百一十一條</p> <p>第一百一十二條</p> <p>第一百一十三條</p> <p>第一百一十四條</p> <p>第一百一十五條</p> <p>第一百一十六條</p> <p>第一百一十七條</p> <p>第一百一十八條</p> <p>第一百一十九條</p> <p>第一百二十條</p> <p>第二十一條</p> <p>第二十二條</p> <p>第二十三條</p> <p>第二十四條</p> <p>第二十五條</p> <p>第二十六條</p> <p>第二十七條</p> <p>第二十八條</p> <p>第二十九條</p> <p>第三十條</p> <p>第三十一條</p> <p>第三十二條</p> <p>第三十三條</p> <p>第三十四條</p> <p>第三十五條</p> <p>第三十六條</p> <p>第三十七條</p> <p>第三十八條</p> <p>第三十九條</p> <p>第四十條</p> <p>第四十一條</p> <p>第四十二條</p> <p>第四十三條</p> <p>第四十四條</p> <p>第四十五條</p> <p>第四十六條</p> <p>第四十七條</p> <p>第四十八條</p> <p>第四十九條</p> <p>第五十條</p> <p>第五十一條</p> <p>第五十二條</p> <p>第五十三條</p> <p>第五十四條</p> <p>第五十五條</p> <p>第五十六條</p> <p>第五十七條</p> <p>第五十八條</p> <p>第五十九條</p> <p>第六十條</p> <p>第六十一條</p> <p>第六十二條</p> <p>第六十三條</p> <p>第六十四條</p> <p>第六十五條</p> <p>第六十六條</p> <p>第六十七條</p> <p>第六十八條</p> <p>第六十九條</p> <p>第七十條</p> <p>第七十一條</p> <p>第七十二條</p> <p>第七十三條</p> <p>第七十四條</p> <p>第七十五條</p> <p>第七十六條</p> <p>第七十七條</p> <p>第七十八條</p> <p>第七十九條</p> <p>第八十條</p> <p>第八十一條</p> <p>第八十二條</p> <p>第八十三條</p> <p>第八十四條</p> <p>第八十五條</p> <p>第八十六條</p> <p>第八十七條</p> <p>第八十八條</p> <p>第八十九條</p> <p>第九十條</p> <p>第九十一條</p> <p>第九十二條</p> <p>第九十三條</p> <p>第九十四條</p> <p>第九十五條</p> <p>第九十六條</p> <p>第九十七條</p> <p>第九十八條</p> <p>第九十九條</p> <p>第一百條</p> <p>第一百零一條</p> <p>第一百零二條</p> <p>第一百零三條</p> <p>第一百零四條</p> <p>第一百零五條</p> <p>第一百零六條</p> <p>第一百零七條</p> <p>第一百零八條</p> <p>第一百零九條</p> <p>第一百一十條</p> <p>第一百一十一條</p> <p>第一百一十二條</p> <p>第一百一十三條</p> <p>第一百一十四條</p> <p>第一百一十五條</p> <p>第一百一十六條</p> <p>第一百一十七條</p> <p>第一百一十八條</p> <p>第一百一十九條</p> <p>第一百二十條</p>		

第二十三条	第十九条	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十八条第一項
第二十七条第一項	裁判	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十八条第三項において準用する同法第六十四条第一項又は第二項の規定による通知
第三十九条	審理員	申告先である行政庁
第五十条第一項	裁判	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十八条第三項において準用する同法第六十四条第一項又は第二項の規定による通知は
	審査庁	申告先である行政庁
	裁決書	通知書
第五十条第一項第四号	理由(第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む)	理由(第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む)

(釈放の事由)

第二十三条 法第七十三條(法第二百三十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。)及び第二百八十四條第一項に規定する政令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 法第三條第二号若しくは第五号、第十四條第二項第一号若しくは第三号(被_レ留_レ者を除く。)又は第二十五條第二項第一号若しくは第二号に掲げる者について、裁判官、検察官、司法警察員その他のその者の身体の拘束について権限を有する者の釈放の指揮又は通知を受けたこと。
- 二 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第六十七條第一項(同法第二百二十四條第二項において準用する場合を含む。)の法律において準用する場合を含む。)の規定により留置されている者について、あらかじめ定められた留置の期間が満了したこと。

附則

この政令は、法の施行の日(平成十八年五月二十四日)から施行する。

附則(平成一九年五月二五_日政令第一六八号)抄

(施行期日)

1 この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年六月一日)から施行する。

附則(平成二七年一月二六_日政令第三九二号)

(施行期日)

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。
(経過措置の原則)

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附則(令和三年八月四_日政令第二二二号)

この政令は、令和三年九月一日から施行する。